

開会の宣言

事務局 只今から令和7年11月の定例総会を開催いたします。出席委員は、12名中11名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議長 10時00分開会を宣言する。本日の議事録署名委員は、11番 我毛真一 委員と、12番 板井照子 委員にお願いします。会議書記は事務局職員の仲野さんにお願いします。次回の会議について日程説明。

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請について

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は、10件の予定でございましたが、通り番9が取下げにより9件になっております。

「議案第1号、通り番1から10を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第1号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

■通り番1

10番委員 通り番1を説明します。
申請地は6筆あり、平原周辺に点在しています。以前から譲受人の■■さんが耕作管理しておりますが、譲渡人の■■さんが市外に住んでおり、耕作管理できないということで、譲り渡すものです。

関係書類も揃っており、特に問題もありませんので、ご審議お願いします。

議長	議案第1号の通り番1について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
議長	無いようでございますので、続きまして通り番2につきまして、地元委員の説明及び意見をお願いします。
5番委員	<p>■通り番2、3</p> <p>通り番2と3を続けて説明します。</p> <p>通り番2について、申請地は大村の元■■養蜂場のあった西側の集団的農地の一部です。譲受人の■■■さんは葡萄栽培を中心に農業をされており、今回その周辺をまとめて借り受けて葡萄栽培をすることですが、譲渡人の■■■■■さんは高齢で施設入所されていることから貸借ではなく購入して欲しいと要望、承諾したため、今回の申請に至りました。申請地周辺も問題なく貸借手続きが進んでおり、一帯を効率的に利用されることが期待されます。</p> <p>続けて、通り番3についてですが、譲渡人の■■■さんと譲受人の■■■■■さんは兄弟です。弟である■■■さんは遠方に住まわれており、豊前市に戻る予定もないこともあります、兄である■■■■■さんに譲り渡すものです。</p> <p>2件とも関係書類も揃っており、耕作管理についても特に問題もありませんのでご審議よろしくお願いします。</p>
議長	議案第1号の通り番2と3について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
議長	無いようでございますので、続きまして通り番4につきまして、地元委員より説明及び意見をお願いします。
9番委員	<p>■通り番4、5</p> <p>通り番4について説明します。</p> <p>申請地は、中津から豊前市に向かう道で恒富に元ベースというパチンコ屋があり、そこから左に入って150m程の所です。</p> <p>譲渡人の■■■■■さんと譲受人の■■■■■さんは親子</p>

9番委員	<p>であり、住所は吉富町ではありますが、しっかりと管理されており、特に問題ないと思われます。</p> <p>続いて、通り番5を説明します。</p> <p>申請地は市丸の村中にあります。村中にお寺がありますが、その裏手に位置しております。</p> <p>譲渡人の■■■さんは相続で農地を引き継ぎましたが、三重県に住まわれており、管理できないということで売り渡すものです。</p> <p>また、譲受人も千葉県に住んでおりますが、申請地が実家の目の前にあり、管理については当面の間、実家の両親が責任をもって行うことのことありますので、特に問題はないと思われます。</p> <p>関係書類も揃っておりますが、特に問題もありませんのでご審議よろしくお願いします。</p>
議長	<p>議案第1号の通り番4、5について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。</p>
議長	<p>無いようでございますので、続きまして通り番6につきまして、地元委員より説明及び意見をお願いします。</p>
3番委員	<p>■通り番6</p> <p>通り番6について説明します。</p> <p>申請地は、豊前生コンから上毛町方面に向かい、豊前病院の駐車場があるその隣です。</p> <p>譲渡人の■■■■さんが耕作管理できないということで、■■■■さんに譲り渡すものです。</p> <p>関係書類も揃っておりますが、特に問題もありませんのでご審議よろしくお願いします。</p>
議長	<p>議案第1号の通り番6について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。</p>
2番委員	<p>譲渡人は福岡市になっていますが、ゆくゆくは帰ってくるのですか。</p>

事務局	事務局から補足します。譲受人の母親が申請地付近に住んでおり、その他の所有農地も近所に住む方々から支援を受けて管理している状況です。
3番委員	現状はきれいに管理されているため問題ないと思われます。
議長	<p>ほかに質問はありませんか。</p> <p>無いようでございますので、続きまして通り番7についてまして、地元委員より説明及び意見をお願いします。</p>
11番委員	<p>■通り番7、8</p> <p>通り番7と8を続けて説明します。</p> <p>申請地は明屋書店から海に向かってダンスホールがある付近になります。</p> <p>譲渡人の■■■■さんが耕作管理が出来ないということで、譲渡人の■■■■■さんが贈与で譲り受けるものです。譲渡人と譲受人は親子で、申請地は■■さんの自宅の前あたりにあります。</p> <p>続いて、通り番8を説明します。</p> <p>譲渡人の■■■■さんが耕作管理できないということで、■■■さんに譲り渡すものです。</p> <p>申請地は現状、梅林ですが、■■さんは機械等も揃っており、特に問題はないと思われます。</p> <p>ほか、2件とも関係書類も揃っており、特に問題もありませんのでご審議よろしくお願いします。</p>
議長	議案第1号の通り番7、8について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
議長	<p>無いようでございますので、続きまして通り番10についてですが、2番の地元委員が当事者でありますので、一旦ご退席をお願いいたします。</p> <p>議案につきましては、事務局より代理にて説明をお願いします。</p>

	<p>■通り番10</p> <p>通り番10について、説明します。</p> <p>申請地は下河内で、現在は譲受人の青木委員が貸借にて耕作管理しておりますが、譲渡人の■■■■さんは北九州市に住んでおり、今後も耕作管理が出来ないため、贈与するということで今回の申請に至っております。</p> <p>関係書類も揃っており特に問題はないと思われますので、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	議案第1号の通り番10について、地元委員からの説明が終わりました。意見、質問はありませんか。
7番委員	質問ですが、■■さんは他にも農地を持っているようですが、その農地はどうする予定ですか。
事務局	現在、元の実家と併せて空き家バンクで売りに出しています。
7番委員	わかりました。
議長	ほかにありませんか。
	無いようでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請については、全て原案通り可決してよろしいですか。
全員	異議なし
議長	全員異議なしとのことですので、議案第1号は、全て原案通り可決いたします。
	<p>議案第2号</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請について</p>
議長	続いて、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局	今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、2件でございます。 「議案第2号、通り番1と2を、議案書をもとに朗読」
議長	議案第2号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。
11番委員	<p>■通り番1、2</p> <p>通り番1と2を説明します。</p> <p>まず、通り番1ですが、申請地は新町団地の東側で、昔、アルミ住設があった前の土場付近です。</p> <p>譲渡人の■■■■■さんの農地を不動産会社の■■■■■■■株式会社が買い受けて宅地分譲地4区画を整備するものです。</p> <p>続いて、通り番2ですが、申請地は三浦眼科の先の元スナックコアラがあった裏手、青豊の住宅地の延長上にあります。</p> <p>譲渡人の■■■■■さんの農地を■■不動産の■■■■■さんが買い受けて、こちらも宅地分譲8区画を整備することです。</p> <p>関係書類も揃っており、特に問題ありませんので、ご審議よろしくお願いします。</p>
議長	議案第2号の通り番1、2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
議長	無いようでございますので、議案第2号の農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、原案通り可決してよろしいですか。
全員	異議なし
議長	全員異議なしとのことですので、議案第2号については、全て原案通り可決し県に進達いたします。

閉会の宣言

10時20分閉会を宣言する。